

## 平成 25 年度幼稚園就園奨励費補助金について

幼稚園に在園すると、その家庭の状況により、下記のように、各市町村から、補助が受けられます。支給時期は、市町村によって異なります。(年度末、もしくは翌年度の4月など)

### 補助基準と補助額

区 分		補助限度額 (年額：円)			
			小学1年～3年生の兄妹が【いない】	小学1年～3年生の兄妹が【1人いる】	小学1年～3年生の兄妹が【2人以上いる】
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	幼稚園児1人目	229,200	249,000	308,000	
	" 2人目	268,000	308,000		
	" 3人目以降	308,000			
平成 25 年度町民税が非課税となる世帯または均等割のみ課税となる世帯	幼稚園児1人目	199,200	226,000	308,000	
	" 2人目	253,000	308,000		
	" 3人目以降	308,000			
平成 25 年度町民税の所得割課税額が 早見表第 階層 該当世帯	幼稚園児1人目	115,200	163,000	308,000	
	" 2人目	211,000	308,000		
	" 3人目以降	308,000			
平成 25 年度町民税の所得割課税額が 早見表第 階層 該当世帯	幼稚園児1人目	62,200	114,000	308,000	
	" 2人目	185,000	308,000		
	" 3人目以降	308,000			
上記区分以外の世帯		幼稚園児3人目以降	308,000		

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 2 途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。 上記の単価×(保育料の支払月数+3)÷15(100円未満を四捨五入)
- 3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 4 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

注) 町税、各種使用料金等を完納していることが条件です。

【早見表】(第 階層の場合)

1 9 歳未満の扶養親族の数			基準 ( 上限 ) 額
合計人数	1 6 歳未満	1 6 歳以上 1 9 歳未満	町民税所得割課税額(円)
0 人	0 人	0 人	34,500
1 人	1 人	0 人	55,800
2 人	1 人	1 人	66,900
	2 人	0 人	77,100
3 人	1 人	2 人	78,000
	2 人	1 人	88,200
	3 人	0 人	98,400
4 人	1 人	3 人	89,100
	2 人	2 人	99,300
	3 人	1 人	109,500
	4 人	0 人	119,700

【早見表】(第 階層の場合)

1 9 歳未満の扶養親族の数			基準 ( 上限 ) 額
合計人数	1 6 歳未満	1 6 歳以上 1 9 歳未満	町民税所得割課税額(円)
0 人	0 人	0 人	171,600
1 人	1 人	0 人	191,400
2 人	1 人	1 人	198,600
	2 人	0 人	211,200
3 人	1 人	2 人	205,800
	2 人	1 人	218,400
	3 人	0 人	231,000
4 人	1 人	3 人	213,000
	2 人	2 人	225,600
	3 人	1 人	238,200
	4 人	0 人	250,800

(お問い合わせ 辰野町教育委員会 学務係 電話 0266-41-1111 内線 2506)